

## 新型コロナワクチン接種について（第11報）

町民の皆さまへ

柴田町健康推進課

### 1. 新型コロナワクチンの3回目接種について

(1) 新型コロナワクチンの3回目接種の対象になるのは、2回目接種から8カ月以上が経過した方で、3回目の接種日において18歳以上の方となります。

(2) 新型コロナワクチン3回目の接種予定時期

2回目接種時期		3回目接種可能時期	2回目接種時期		3回目接種可能時期
令和3年4月の方	⇒	令和3年12月以降	令和3年8月の方	⇒	令和4年4月以降
令和3年5月の方	⇒	令和4年1月以降	令和3年9月の方	⇒	令和4年5月以降
令和3年6月の方	⇒	令和4年2月以降	令和3年10月の方	⇒	令和4年6月以降
令和3年7月の方	⇒	令和4年3月以降	令和3年11月の方	⇒	令和4年7月以降

(3) 接種するワクチン：ファイザー社製ワクチン

※現時点では、1・2回目においてモデルナ社製ワクチンまたはアストラゼネカ社製ワクチンを接種した方も、3回目はファイザー社製ワクチンを接種する予定です。

なお、モデルナ社製ワクチンの3回目接種での使用については、現在、厚生労働省で薬事承認審査中です。今後、接種可能になる予定です。

(4) 接種回数：1回

(5) 接種場所：

<b>町内</b>	集団接種会場（船迫生涯学習センター）、 町内のかかりつけ医や入院・入所施設等
<b>町外</b>	大規模接種会場、お勤め先、 町外のかかりつけ医や入院・入所施設等

### 2. 3回目接種の予約方法について

(1) 意向確認の実施

2回目接種を終えた方全員に対し、3回目接種の希望等について意向確認を行います。

(2) 町内での接種を希望される方の予約方法

- ① 11月末から、2回目の接種を終えた方から順次、時期を区切って「意向確認書」を郵送します。
- ② 意向確認書が届いたら、3回目接種の希望等についてご記入いただき、返信用封筒にて提出してください。

【不明な点や相談等がございましたら、下記にお問い合わせください。】

柴田町新型コロナワクチン予約・相談センター

☎0570-666-464（ナビダイヤル） 受付時間：平日9:00～17:00

※携帯電話からは20秒ごとに約10円、固定電話からは60秒ごとに約10円の通話料金がかかります。

## 65歳以上（昭和33年4月1日以前生まれ）の方の予約方法

65歳以上の方で、町内で3回目接種を希望される方は、意向確認書を提出していただければ、3回目接種の日時・接種会場を町で指定してお知らせします。

**ご自身で予約していただく必要はありません。**

- (1) 町内での接種を希望される方は、
  - ① 集団接種会場（船迫生涯学習センター）での接種を希望する
  - ② 町内のかかりつけ医での接種を希望する（かかりつけ医を選択）
  - ③ どちらでもよい            の中からいずれかを選んでいただきます。
- (2) 選んでいただいたご希望に沿って、町で日時・接種会場を指定し、接種券一体型予診票及び予約確認票を送付します。  
大規模接種会場、お勤め先、町外のかかりつけ医や入院・入所施設等での接種を希望される方、また、接種を希望しない方には、接種券一体型予診票のみを送付します。
- (3) 指定された日時で都合が悪い方のみ、柴田町新型コロナワクチン予約・相談センターにお電話していただき、予約の変更を行ってください。
- (4) 大規模接種会場、お勤め先、町外のかかりつけ医や入院・入所施設等での接種を希望される方は、接種の予約について、それぞれ直接ご自身でお問合せください。

## 64歳以下（昭和33年4月2日以降生まれ）の方の予約方法

64歳以下の方への意向確認は、接種希望者の人数を把握し、町の接種体制を整備するために行うものです。そのため、接種券一体型予診票が到着後、**ご自身での予約が必要となります。**

- (1) 接種を希望される方は、
  - ① 集団接種会場（船迫生涯学習センター）での接種を希望する
  - ② 大規模接種会場やお勤め先での接種を希望する
  - ③ 町内のかかりつけ医での接種を希望する
  - ④ 町外のかかりつけ医や入院・入所施設等での接種を希望する            の中からいずれかを選んでいただきます。
- (2) 接種希望の有無にかかわらず、接種可能日の2週間前に接種券一体型予診票を送付します。
- (3) 町内での接種を希望される方は、接種券がお手元に届き次第、インターネットまたは柴田町新型コロナワクチン予約・相談センターへの電話により、ワクチン接種の予約をご自身で行ってください。
- (4) 大規模接種会場、お勤め先、町外のかかりつけ医や入院・入所施設等での接種を希望される方は、接種の予約について、それぞれ直接ご自身でお問合せください。

### 3. 2回目ワクチン接種後、柴田町に転入された方について

柴田町以外の自治体で新型コロナワクチンを2回接種し、その後に転入された方が、3回目の接種を受ける場合には、柴田町において手続きが必要となります。

① 新型コロナウイルスワクチン予防接種済証（新型コロナウイルスワクチン接種記録書）、② 運転免許証などの本人確認書類を持参の上、健康推進課で手続きを行ってください。